同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合はこの限りではない。

エ　管理技術者については、第一次審査提出書類の提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

⑷　工事企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から⑥までの要件を満たさなければならない。

ただし、整備施設の所有権移転業務のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる調査・設計企業の参加資格要件⑦を満たせば良いものとする。

①　北海道開発局における工事区分「一般土木」又は「舗装」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、「一般土木」については、その決定の際に算定した経営事項評価点が、1,200点以上であること。

②　平成21年度から公告開始日までに、以下に示す工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

・道路法上の道路において、電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。

③　次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、アⅩはイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。ただし、受注実績がない場合はこの限りではない。

ア　単体　令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ　共同企業体　令和４年度及び令和５年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない構成員は、令和２年度及び令和３年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65点以上であること。

④　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部ＰＦＩ審査会における審査の結果、施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑤　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の工事業務に着手する日から専任で配置できること。なお、第一次審査提出書類の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

ａ　１級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　主任技術者にあっては、登録基幹技能者講習修了証を有する者

ｄ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

イ　平成21年度から公告開始日までに、２⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。また、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の受注実績がない場合はこの限りでない。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（ただし、資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続中である場合は、監理技術者資格者証にあっては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあっては受講証明書の写し等を添付すること。なお、開札までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。）。

エ　配置予定技術者にあっては、第一次審査提出書類の提出期限日以前３ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。なお、上記イにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

また、配置予定技術者が対象期間中に国等発注による事業促進ＰＰＰ又はＣＭ（施工段階に限る）に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。遡りは、全従事期間の１年未満を切り捨てた期間とする。なお、当該経験が国土交通省の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

オ　上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

⑥　建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

②　平成26年度以降に以下に示す条件を満足する工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。

・道路法上の道路において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。

また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

②　北海道開発局における工事区分「維持」又は「一般土木」又は「舗装」に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

⑺　その他企業の参加資格要件　構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、２⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件による。